

公益財団法人福島市振興公社役員及び評議員の報酬に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第49号)並びに定款第13条及び第30条に規定する役員及び評議員(以下「役員等」という。)の報酬の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬及び通勤手当)

第2条 常勤役員報酬は、本給及び通勤手当とする。

2 評議員、非常勤役員及び監事には、報酬を支給する。ただし、国又は地方公共団体の職員の身分を有する者は、無報酬とする。

(報酬の支給方法)

第3条 役員等の報酬は、その金額を通貨で、直接役員等に支給する。ただし、法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支給するものとする。

2 役員等が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支給することができる。

(報酬の支給日)

第4条 常勤役員の報酬は、その月の月額的全額を毎月21日に支給する。ただし、支給日が金融機関の休業日に当たるときは、公益財団法人福島市振興公社給与規程(以下「給与規程」という。)第7条第2項の規定に準じて支給する。

2 評議員、非常勤役員及び監事の報酬は、勤務の都度支給する。

(報酬の決定基準)

第5条 常勤理事の報酬は、その職務、資格等を勘案して、評議員会で決定するものとする。

2 評議員への報酬の年間支給総額は定款第13条に定める総額を上回らないものとし、日額8,000円とする。

3 非常勤理事及び監事への報酬は、各年度の支給総額が100万円を超えないものとし、日額を8,000円とする。

(通勤手当)

第6条 通勤手当を支給する場合には、給与規程第13条に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤役員に支給する。

2 通勤手当の月額は、給与規程第13条第2項に規定する額とする。

3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、給与規程の適用を受ける者の例に準ずるものとする。

(日割計算)

第7条 新たに常勤役員となった者には、その日から報酬(手当を除く。以下この条について同じ。)を支給する。

- 2 常勤役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。
- 3 常勤役員が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から勤務を要しない日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 前条第4項の規定により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(業務災害見舞金)

第9条 役員等が業務上の災害(負傷、疾病、障害又は死亡をいう)を受けたときは、業務災害見舞金を支給する。

- 2 前項の規定により支給する業務災害見舞金については、理事会で決定する。

(退職手当)

第10条 常勤役員が退職した場合における退職手当の支給については評議員会の決議により決定する。ただし、国又は地方公共団体の職員の身分を有する者及び身分を有した者については支給しない。

- 2 評議員、非常勤役員及び監事には、退職手当を支給しない。
- 3 懲戒処分によって退職を命ぜられた者及び退職した者には、退職手当を支給しない。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、役員等の報酬について必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、公益財団法人福島市振興公社の設立の登記のあった日から施行する。